

熊本県公報

号外 第 21 号
平成 18 年 3 月 31 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 収納の事務の委託を受けた者に納めることができる自動車税に係る徴収金のうち知事が別に定めるもの……………(税 務 課) 1
- 県税 (自動車税) 収納事務委託……………(") 1
- 熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領……………(会 計 課) 2

告 示

熊本県告示第 374 号の 2

熊本県税条例 (昭和 29 年熊本県条例第 28 号) 第 6 条第 2 項の規定に基づき、自動車税に係る徴収金のうち、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条の 2 第 1 項の規定により収納の事務の委託を受けた者 (以下「収納事務受託者」という。) に納めることができるものを次のとおり定め、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

自動車税に係る徴収金のうち、収納事務受託者に納めることができるものは、普通徴収に係るものであって、かつ、納付書又は納税通知書 1 枚当たりの納付すべき金額が 30 万円を超えないものとする。ただし、納付書又は納税通知書の領収済通知書欄のバーコードが抹消されているものを除く。

熊本県告示第 374 号の 3

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり熊本県税条例 (昭和 29 年熊本県条例第 28 号) に基づく自動車税 (普通徴収に係るものに限る。) に係る徴収金の収納の事務を委託することとしたので、告示する。

平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	収納事務の取りまとめ	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 6 月 30 日まで
株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン 東京都港区六本木一丁目 8 番 7 号	直営店舗又は加盟店 舗における収納事務	同上
国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号	同上	同上
株式会社サークル K サンクス 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	同上	同上
株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	同上	同上
株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町 900	同上	同上
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町 8 番地 8	同上	同上
株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号	同上	同上
株式会社ファミリーマート	同上	同上

東京都豊島区東池袋四丁目26番10号		
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番1号	直営店舗又は加盟店 舗における収納事務	平成18年4月1日から 平成19年6月30日まで
ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	同上	同上
株式会社ローソン 大阪府吹田市豊津町9番1号	同上	同上

熊本県告示第374号の4

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県指定金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の10）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。第11条において「施行令」という。）第158条の2第1項の規定により県税の収納事務を受託した者（以下「県税収納事務受託者」という。）が収納した県税については、前項の規定にかかわらず、納税通知書等に代えて、県税収納事務受託者から電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を用いて送信された当該納税通知書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては、認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によって収納することができる。

第11条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）」を「施行令」に改める。

第16条第3項中「受けた収納金」の次に「並びに県税収納事務受託者から送付を受けた収納金」を加える。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。